

◎鹿児島県国民健康保険条例（平成29年鹿児島県条例第36号）（抄）

第2章 鹿児島県国民健康保険運営協議会

（設置）

第3条 法第11条第1項の規定に基づく協議会として、鹿児島県国民健康保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を置く。